

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	政務調査費	部課名	総務企画部総務企画課	課長名	五味 智子
		担当者名	小松 剛	内線	2211
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	政務調査費(01-05-01)				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	13 年度	根拠	地方自治法第100条第13項、荒川区議会政務調査費の交付に関する条例及び同施行規則	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	区民の主体的な区政参画と連携強化[13]			
	施策	議会運営[13-04]			
目的	区議会各会派に対して調査研究活動に必要な経費の一部を交付することにより、各会派の調査研究活動を通じた区議会の一層の活性化を図ることを目的とする。				
対象者等	区議会各会派（1人会派を含む。）				
内容	<p>区議会議員の調査研究に要する経費の一部として、区議会各会派に対して政務調査費を交付する。</p> <p>（交付対象）区議会各会派 （交付額）各月の1日における会派の所属議員数に月額8万円を乗じた額 （交付方法）議長から区長への会派に関する届出の通知に基づき交付決定し、各会派からの請求に基づいて半期ごとに交付する。 （使途基準）議員の調査研究活動に要する経費のうち、研究研修費、会議費、調査旅費、通信運搬費、資料作成費、資料購入費、広報費、広聴費 （収支報告）各会派の経理責任者が、翌年度の4月30日までに収支報告書、実績報告書及び領収書の原本等を議長に提出。議長はその写しを区長へ送付 （返 還）交付を受けた政務調査費に残余があれば返還</p>				
経過	平成13年4月 荒川区議会政務調査費の交付に関する条例施行 平成19年4月 議員提案により条例改正 （額の改定（所属議員1人当たり月額16万円 8万円） 使途基準の厳格化 領収書の原本の提出の義務化等）				
必要性	各会派の調査研究機能を充実させることにより、区議会の活性化を図り、区政運営のチェック機能の強化に資する。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
		予算額	61,600	61,440	61,440	61,440	30,720	30,720
	決算額（21年度は見込み）	60,505	60,775	58,542	56,973	29,738	30,044	30,720
	人件費			862	854	549	546	
	【事務分担当】（%）			10	10	10	10	
	合計（+）	60,505	60,775	59,404	57,827	30,287	30,590	30,720
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	60,505	60,775	59,404	57,827	30,287	30,590	30,720
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	交付会派数	7	6	7	7	8	7	7

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	政務調査費	29,738	政務調査費	30,044	政務調査費	30,720

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標							

（問題点・課題）	<p>区民により分かりやすい形の用途のあり方が求められてきたところであるが、議員の発案による条例改正により、平成19年4月から、用途基準の見直しや収支報告の際の領収書の添付の義務化が行われ、用途の透明性の向上が図られた。この改正趣旨を踏まえて、今後とも、会派の調査研究活動の充実と用途の一層の透明性の確保の両立に努めていく必要がある。</p>
他区の実施状況	<p>（実施 22 区 未実施 区）</p> <p>会派所属議員1人当たりの額 （22区平均）169,318円 / 月 （最高額）240,000円 / 月 （最低額）125,000円 / 月</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	引き続き現状の内容を維持していく。

議会議事録（要旨）	
-----------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	議員情報連絡会	部課名	総務企画部総務企画課	課長名	五味智子
		担当者名	小室・齊藤	内線	2211
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	区議会議員との初顔合わせ				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	不明年度	根拠		
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	区民の主体的な区政参画と連携強化[13]			
	施策	議会運営[13-04]			
目的	区議会議員の改選後に、区議会議員と区長、副区長を始めとする区理事者及び行政委員との間で、区政の現状等について情報交換を行うことにより、円滑な区政運営に資することを目的とする。				
対象者等	区議会議員及び執行機関（区長、副区長、教育長、行政委員、各部長、各部庶務主管課長等）				
内容	区議会議員の改選後、区議会議員と区理事者及び行政委員との間で、区政の現状等について情報交換を行う。				
経過					
必要性	区議会議員の改選後、区理事者及び行政委員と速やかに区政の現状について情報交換を行うことにより、円滑な区政運営に資する。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	472	0	0	0	775	0	0	
決算額（21年度は見込み）	460	0	0	0	445	0	0	
人件費	/	/	0	0	854	0	/	
【事務分担量】（%）	/	/	0	0	10	0	/	
合計（+）	460	0	0	0	1,299	0	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	460	0	0	0	1,299	0	0	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	会場設営等委託	490	委託料	0	委託料	0
	委託料	写真撮影等委託	230	委託料	0	委託料	0
	使用料	会場使用料等	55	使用料	0	使用料	0

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標							

（問題点・課題）	限られた時間の中で、効率的かつ的確に説明を行う必要がある。
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
説明者の選定や説明の方法について検討する。	情報交換・共有により議会運営の円滑化を図ることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状維持

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	議員（待遇者）甲慰金	部課名 担当者名	総務企画部秘書課 浅沼佳子	課長名 内線	米澤貴幸 2004
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	議員（待遇者）甲慰金（01-01-07）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	年度	根拠	荒川区議会議員及び荒川区議会議員甲慰金支給基準
終期設定	有 無		年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	区民の主体的な区政参画と連携強化[13]			
	施策	議会運営[13-04]			
目的	区議会議員（待遇者）が死亡した際、甲意を表すため甲慰金を支給する。				
対象者等	区議会議員 区議会議員待遇者				
内容	<p>< 甲慰金の額 ></p> <p>(1) 荒川区議会議員 10万円 (2) 議員待遇者 5万円</p>				
経過	荒川区議会議員甲慰金は昭和47年、議員待遇者甲慰金は昭和63年から実施。平成13年4月に荒川区議会議員10万円、議員待遇者5万円に改正。				
必要性	長年区政のために尽力し、区議会議員を務めた方に対して甲慰を表すためには必要なものである。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 死亡確認後、資金前渡金を受け、区長が通夜又は告別式に持参				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	200	200	200	200	200	200	200	
決算額（21年度は見込み）	0	50	50	100	150	150		
人件費			86	85	85	85		
【事務分担量】（%）			1	1	1	1		
合計（+）	0	50	136	185	235	235	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	50	136	185	235	235	0	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	対象者	0	1	1	2	3	2	
	議員待遇者	0	1	1	2	3	1	
	区議会議員	0	0	0	0	0	1	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	弔慰金		150	弔慰金	150	弔慰金

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標							

（問題点・課題 指標分析）	
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
	平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容
	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	区議会議員（待遇者）が死亡した際、弔意を表すため必要な経費である。

議会議員 （要旨） 状況	
--------------------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	議員報酬	部課名	議会事務局	課長名	高岡 芳行																																																												
		担当者名	安達	内線	3611																																																												
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	議員報酬（01-01-01）																																																																
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）	建設事業	それ以外の継続事業																																																														
開始年度	昭和 平成 31 年度	根拠	地方自治法第203条、荒川区議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例																																																														
終期設定	有 無 年度	法令等																																																															
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画																																																													
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]																																																															
	政策	区民の主体的な区政参画と連携強化[13]																																																															
	施策	議会運営[13-04]																																																															
目的	地方議会議員については、地方自治法第203条の規定により、普通地方公共団体が報酬を支給し、条例で定めなければならないとなっている。これをうけて、荒川区議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づき、報酬を支給している。報酬とは、常勤職員に対する給料と異なり、いわゆる生活給たる意味は全く有せず、純粋に勤務に対する反対給付としての性格を有し、原則は、勤務日数に応じて、支給しなければならないが、非常勤職員の中にも勤務の実態が、常勤職員と同様なものがあり、地方自治法第203条の二 2項但し書の規定により、条例で、日額、月額、年額のいずれかを定めることになっている。区の条例上、議員報酬は、月額で支給することとなっている。一方、国会議員については、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律並びに支給規程に基づき、歳費（報酬）を支給している。																																																																
対象者等	区議会議員32人 議員定数の推移(条例定数)。なお、平成15年1月1日から地方自治法の改正により、法定定数の上限は、40名から34名となった。 38名 昭和62年5月1日～ 34名 平成7年5月1日～ 32名 平成15年5月1日～																																																																
内容	<p>議員報酬の内訳（額は平成8年6月1日改定）</p> <table border="1"> <tr> <td>議長</td> <td>915,000円</td> <td>《905,000円》</td> <td>6月支給分</td> <td>1.60月</td> <td>《1.7月》</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>783,000円</td> <td>《775,000円》</td> <td>12月支給分</td> <td>1.65月</td> <td>《1.95月》</td> </tr> <tr> <td>委員長</td> <td>650,000円</td> <td>《643,000円》</td> <td>3月支給分</td> <td>0.25月</td> <td>《0.45月》</td> </tr> <tr> <td>副委員長</td> <td>623,000円</td> <td>《616,000円》</td> <td>計</td> <td>3.50月</td> <td>《4.1月》</td> </tr> <tr> <td>議員</td> <td>601,000円</td> <td>《595,000円》</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>1 平成11年荒川区議会第4回定例会議員提出議案第28号東京都荒川区議会議員の報酬等の特例に関する条例（平成11年12月8日可決）により、平成12年1月1日から平成15年4月30日までは、《 》内の金額である。</p> <p>2 平成15年荒川区議会第4回定例会議案第60号職員給与に関する条例の一部を改正する条例（平成15年12月5日可決）により、平成16年3月から3月の期末手当が0.5月から0.25月に変更になった。</p> <p>3 平成11年決算委員会において、閑議員が職務役付手当の不合理性を指摘した。それに対し、理事者（議会事務局長）は、以下のように答弁した。区民の代表である報酬審議会で審議され、条例を提案し、議会で審議をし、可否を決する。各区の状況というものに当然配慮した形となっている。 役職に応じた格差は、職務内容に応じた適正なものとなっている。</p> <p>4 平成16年4回定例会において、職員給与に関する条例が改正され、期末手当（6月分）が、1.65月から1.60月に改正され、平成18年の議員に係る期末手当（6月分）から減額となった。</p> <p>5 平成19年第2回定例会議員提出議案第40号荒川区議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例により、平成19年6月からの期末手当が6月支給分については1.60月、12月支給分については1.65月、3月支給分については0.25月、計3.50月となった。</p> <p>6 平成21年第1回臨時議案第32号荒川区議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例により、平成21年6月期の期末手当については0.05月減額の1.55月になっている。</p>					議長	915,000円	《905,000円》	6月支給分	1.60月	《1.7月》	副議長	783,000円	《775,000円》	12月支給分	1.65月	《1.95月》	委員長	650,000円	《643,000円》	3月支給分	0.25月	《0.45月》	副委員長	623,000円	《616,000円》	計	3.50月	《4.1月》	議員	601,000円	《595,000円》																																	
議長	915,000円	《905,000円》	6月支給分	1.60月	《1.7月》																																																												
副議長	783,000円	《775,000円》	12月支給分	1.65月	《1.95月》																																																												
委員長	650,000円	《643,000円》	3月支給分	0.25月	《0.45月》																																																												
副委員長	623,000円	《616,000円》	計	3.50月	《4.1月》																																																												
議員	601,000円	《595,000円》																																																															
経過	<p>【報酬】</p> <table border="1"> <tr> <td>昭和59年4月から</td> <td>議長 693,700円</td> <td>副議長 476,900円</td> <td>委員長 455,200円</td> <td>副委員長 433,600円</td> <td>議員 474,000円</td> </tr> <tr> <td>昭和61年6月から</td> <td>議長 729,000円</td> <td>副議長 619,000円</td> <td>委員長 510,000円</td> <td>副委員長 492,000円</td> <td>議員 500,000円</td> </tr> <tr> <td>昭和63年10月から</td> <td>議長 770,000円</td> <td>副議長 657,000円</td> <td>委員長 540,000円</td> <td>副委員長 518,000円</td> <td>議員 523,000円</td> </tr> <tr> <td>平成2年6月から</td> <td>議長 800,000円</td> <td>副議長 685,000円</td> <td>委員長 565,000円</td> <td>副委員長 542,000円</td> <td>議員 571,000円</td> </tr> <tr> <td>平成4年4月から</td> <td>議長 869,000円</td> <td>副議長 744,000円</td> <td>委員長 617,000円</td> <td>副委員長 592,000円</td> <td>議員 601,000円</td> </tr> <tr> <td>平成8年6月から</td> <td>議長 915,000円</td> <td>副議長 783,000円</td> <td>委員長 650,000円</td> <td>副委員長 623,000円</td> <td>議員 595,000円</td> </tr> <tr> <td>平成12年1月から</td> <td>議長 905,000円</td> <td>副議長 775,000円</td> <td>委員長 643,000円</td> <td>副委員長 616,000円</td> <td>議員 601,000円</td> </tr> <tr> <td>平成15年5月から</td> <td>議長 915,000円</td> <td>副議長 783,000円</td> <td>委員長 650,000円</td> <td>副委員長 623,000円</td> <td>議員 601,000円</td> </tr> </table> <p>【費用弁償】</p> <table border="1"> <tr> <td>昭和61年3月以前</td> <td>日額3,000円</td> <td>平成4年7月から</td> <td>日額5,000円</td> <td>平成15年5月から</td> <td>日額5,000円</td> </tr> <tr> <td>昭和61年4月から</td> <td>日額4,000円</td> <td>平成12年1月から</td> <td>日額3,000円</td> <td>平成15年7月から</td> <td>日額3,000円</td> </tr> </table> <p>平成19年7月9日から 特別区の存する区域外に宿泊を伴う旅行をしたときは支給。</p>					昭和59年4月から	議長 693,700円	副議長 476,900円	委員長 455,200円	副委員長 433,600円	議員 474,000円	昭和61年6月から	議長 729,000円	副議長 619,000円	委員長 510,000円	副委員長 492,000円	議員 500,000円	昭和63年10月から	議長 770,000円	副議長 657,000円	委員長 540,000円	副委員長 518,000円	議員 523,000円	平成2年6月から	議長 800,000円	副議長 685,000円	委員長 565,000円	副委員長 542,000円	議員 571,000円	平成4年4月から	議長 869,000円	副議長 744,000円	委員長 617,000円	副委員長 592,000円	議員 601,000円	平成8年6月から	議長 915,000円	副議長 783,000円	委員長 650,000円	副委員長 623,000円	議員 595,000円	平成12年1月から	議長 905,000円	副議長 775,000円	委員長 643,000円	副委員長 616,000円	議員 601,000円	平成15年5月から	議長 915,000円	副議長 783,000円	委員長 650,000円	副委員長 623,000円	議員 601,000円	昭和61年3月以前	日額3,000円	平成4年7月から	日額5,000円	平成15年5月から	日額5,000円	昭和61年4月から	日額4,000円	平成12年1月から	日額3,000円	平成15年7月から	日額3,000円
昭和59年4月から	議長 693,700円	副議長 476,900円	委員長 455,200円	副委員長 433,600円	議員 474,000円																																																												
昭和61年6月から	議長 729,000円	副議長 619,000円	委員長 510,000円	副委員長 492,000円	議員 500,000円																																																												
昭和63年10月から	議長 770,000円	副議長 657,000円	委員長 540,000円	副委員長 518,000円	議員 523,000円																																																												
平成2年6月から	議長 800,000円	副議長 685,000円	委員長 565,000円	副委員長 542,000円	議員 571,000円																																																												
平成4年4月から	議長 869,000円	副議長 744,000円	委員長 617,000円	副委員長 592,000円	議員 601,000円																																																												
平成8年6月から	議長 915,000円	副議長 783,000円	委員長 650,000円	副委員長 623,000円	議員 595,000円																																																												
平成12年1月から	議長 905,000円	副議長 775,000円	委員長 643,000円	副委員長 616,000円	議員 601,000円																																																												
平成15年5月から	議長 915,000円	副議長 783,000円	委員長 650,000円	副委員長 623,000円	議員 601,000円																																																												
昭和61年3月以前	日額3,000円	平成4年7月から	日額5,000円	平成15年5月から	日額5,000円																																																												
昭和61年4月から	日額4,000円	平成12年1月から	日額3,000円	平成15年7月から	日額3,000円																																																												
必要性	法律、条例による支給義務																																																																
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)																																																																

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	予算額	356,100	358,097	350,688	330,077	346,782	349,212	361,035
	決算額（21年度は見込み）	345,635	349,235	333,736	325,909	340,712	344,775	349,212
	人件費			1,815	854	854	1,888	
	【事務分担量】（%）			50	10	10	65	
	合計（+）	345,635	349,235	335,551	326,763	341,566	346,663	349,212
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
一般財源	345,635	349,235	335,551	326,763	341,566	346,663	349,212	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	区議会議員数	33人	32人	32人	30人	30人	32人	32人
		(4月)		(4月～6月)		(4月)		
		32人		30人		32人		
		(5月～3月)		(7月～3月)		(5月～3月)		

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報酬	議員報酬（毎月）	242,661	議員報酬（毎月）	242,779	議員報酬（毎月）
	期末手当（3.50）	98,051	期末手当（3.50）	101,996	期末手当（3.50）	115,176	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	

（問題点・課題分析）	議員報酬支給事務において、現金支給が18名、口座振込が14名となっており、安全上、また適正な金銭管理を図る上からも、32名全員の口座振込が好ましい。（平成21年6月1日現在）
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
口座振込を推奨する。	適正な金銭管理を図ることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	引き続き実施する。

（要旨）	議会質問状況
------	--------

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	共済費（議員）	部課名 担当者名	議会事務局 安達	課長名 内線	高岡 芳行 3611
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	共済費（議員）（01-02-01）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	36 年度	根拠	地方公務員等共済組合法第151, 166, 1	
終期設定	有 無	年度	法令等	67条	
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野 計画推進のために[]				
	政策 区民の主体的な区政参画と連携強化[13]				
	施策 議会運営[13-04]				
目的	共済費は、地方公共団体が、当該団体の議員の生活の安定と福祉の向上を図るため、相互救済の目的で支出するものである。議員の生活の安定と福祉の向上とは、議員が退職、公務傷病、死亡に関して、退職年金、公務傷病年金、遺族年金、退職一時金及び遺族一時金を加入している共済会から支給されることが挙げられる。				
対象者等	区議会議員33名（15年4月まで） 区議会議員32名（15年5月以降） 区議会議員30名（17年7月以降） 区議会議員32名（19年5月以降）				
内容	<p>(1) 共済会に納める種類（議員在職中）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公務員等共済組合法による事務負担金（荒川区負担） 年額13,000円 ・ 地方公務員等共済組合法による公費負担金（荒川区負担） 月額99,000円=600,000円×16.5%(19年度は15.5%) ・ 地方公務員等共済組合法による自己負担分（本人負担） 月額96,000円=600,000円×16%(19年度は14.5%) ・ 地方公務員等共済組合法による自己負担分（特別掛金） 期末手当支給額×7.5%(19年4月から) <p>(2) 共済会から支給される種類（議員退職後）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 退職年金... 在職期間が12年以上の者に支給する。 ・ 公務傷病年金... 在職期間に係りなく議員が在職中に公務による傷病で重度障害の状態となって議員を退職したとき、又は議員を退職後3年以内に在職中に公務による傷病で重度障害の状態となったときに、支給する。 ・ 遺族年金... 在職期間が12年以上の議員が死亡したとき 退職年金受給者、公務傷病年金受給者が死亡したとき 議員が公務による傷病で死亡(重度障害の状態になった後も含む)したとき(在職期間が12年未満でも支給) ・ 退職一時金及び遺族一時金... 在職期間が3年以上12年未満で退職又は死亡したときに、その者に退職一時金又はその者の遺族に遺族一時金を支給する。 ・ 19年4月から退職年金等は制度改正により給付水準が引き下げ、掛金・負担金等が引き上げとなっている。詳しい内容は問題点・課題欄を参照。 				
経過					
必要性	法律による支給義務				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	24,697	24,608	24,608	23,096	35,942	38,432	38,432	
決算額（21年度は見込み）	24,697	24,608	23,474	23,096	35,942	38,135	38,432	
人件費			3,062	2,562	2,562	1,335		
【事務分担量】（%）			50	30	30	30		
合計（+）	24,697	24,608	26,536	25,658	38,504	39,470	38,432	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	24,697	24,608	26,536	25,658	38,504	39,470	38,432	
実績の推移	事項名							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
区議会議員数	33人 (4月)	32人	32人 (4月～6月)	30人	30人 (4月)	32人	32人	
	32人 (5月～3月)		30人 (7月～3月)		32人 (5月～3月)			

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	共済費	共済費	35,942	共済費	38,432	共済費	38,432

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	

(問題点・課題) 指標分析	<p>地方議会議員年金の財政状況は極めて厳しく、市議会議員共済会と町村議会議員共済会は平成20年度に、都道府県議会議員共済会は平成31年度に積立金がなくなり、年金給付が不可能になることが予想される。そのため、平成17年7月から各共済会の代表、学識経験者等からなる「地方議会議員年金制度検討会」において対応策が検討され、平成19年4月から給付水準の引き下げ、掛金・負担金等の引き上げなどの制度改正が行われることとなった。また、平成20年7月に学識経験者、共済会及び総務省の関係者を構成員として設置された「地方議会議員年金制度に関する研究会」の報告によれば、市議会議員共済会と町村議会議員共済会においては平成23年度、都道府県議会議員共済会においては平成34年度に積立金が枯渇されることが予測されており、議員年金制度の安定的運営の確保に向けた適切な措置を講ずる必要がある。</p> <p>【主な改正内容】</p> <p>1 掛金率（本人負担） 改正前13% 改正後16%〔19年度は14.5%〕（78,000円 96,000円）〔平成19年度は87,000円〕</p> <p>2 特別掛金率（本人負担） 改正前5% 改正後7.5%（176,800円 265,200円） 一般議員で年間1人あたり</p> <p>3 負担金率（公費負担） 改正前10.5% 改正後16.5%〔平成19年度は15.5%〕（63,000円 99,000円）〔平成19年度は93,000円〕</p> <p>4 退職年金 〔改正前〕 （初めて議員になる場合） 平均標準報酬年額 × { 40/150 + 0.8/150 × (在職年数 - 12年) } （平成15年3月31日以前に年金の受給権が発生した場合） 平均標準報酬年額 × { 50/150 + 1/150 × (在職年数 - 12年) } （平成15年4月1日以後平成19年3月31日までに年金の受給権が発生した場合） 平均標準報酬年額 × { 45/150 + 0.9/150 × (在職年数 - 12年) } 〔改正後〕 （平成19年4月1日以降初めて議員になる場合） 平均標準報酬年額 × { 35/150 + 0.7/150 × (在職年数 - 12年) } （平成19年3月31日以前に議員であったことのある方で、平成19年4月1日以後に退職年金の受給権が発生する場合） 平均標準報酬年額 × { 36/150 + 0.72/150 × (在職年数 - 12年) } （平成15年3月31日以前に退職年金の受給権が発生した場合） 平均標準報酬年額 × { 45/150 + 0.9/150 × (在職年数 - 12年) } （平成15年4月1日以降平成19年3月31日までに退職年金の受給権が発生した場合） 平均標準報酬年額 × { 40.5/150 + 0.81/150 × (在職年数 - 12年) } 5 退職一時金（議員が3年以上12年未満で退職した時に支給される） 掛金総額の56%～72% 掛金総額の49%～63% ただし、平成19年3月31日以前から引き続き議員の方については、掛金総額の50%～64%</p>
実施状況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	引き続き実施する。

況（要旨） 議会質問状	
----------------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	本会議、委員会経費	部課名	議会事務局	課長名	高岡 芳行
		担当者名	安達	内線	3611
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	本会議、委員会費（01-03-01）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	43 年度	根拠	地方自治法、荒川区議会の定例会の回数を定める条例、荒川区議会会議規則、荒川区委員会条例等	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	区民の主体的な区政参画と連携強化[13]			
	施策	議会運営[13-04]			
目的	本会議とは、全議員で構成する議会の会議の一つをいう。自治法などで規定される議決・同意・承認・採択などは、本会議で決定されなければ、法的な効力を生じない。 また、委員会は、議会の内部組織であり、本会議審議の予備的審査・調査の機関として、自治法規定に基づく委員会条例などの規定により、設置されている。				
対象者等	区議会議員32人及び区長以下本会議・委員会出席理事者				
内容	<p>本会議・委員会平成20年度開催実績</p> <p>【本会議】 平成20年 第1回臨時会（1日間のうち1日）、第2回定例会（14日間のうち3日）、第3回定例会（34日間のうち3日、特に決算審議）、第4回定例会（15日間のうち3日）、平成21年第1回定例会（29日間のうち3日、特に予算審議）[計13日開催]</p> <p>【委員会】 「常任委員会」 総務企画（17回）、文教・子育て支援（16回）、福祉・区民生活（21回）、建設環境（16回）、[計70回] 「議会運営委員会」（17回） 「特別委員会」 震災対策（9回）、交通・拠点（1回）、拠点開発（4回）、観光・文化（7回）、予算（8回）、決算（9回）[計38回]</p> <p>平成12年度 議会運営理事会 25回（うち議会運営委員会や委員会、本会議とセットでないのは10回） 平成13年度 議会運営理事会 23回（うち議会運営委員会や委員会、本会議とセットでないのは9回） 平成14年度 議会運営理事会 34回（うち議会運営委員会や委員会、本会議とセットでないのは9回） 平成15年度 議会運営理事会 20回（うち議会運営委員会や委員会、本会議とセットでないのは3回） 平成16年度 議会運営理事会 26回（うち議会運営委員会や委員会、本会議とセットでないのは10回） 平成17年度 議会運営理事会 28回（うち議会運営委員会や委員会、本会議とセットでないのは11回） 平成18年度 議会運営理事会 22回（うち議会運営委員会や委員会、本会議とセットでないのは8回） 平成19年度 議会運営理事会 32回（うち議会運営委員会や委員会、本会議とセットでないのは11回） 平成20年度 議会運営理事会 31回（うち議会運営委員会や本会議とセットでないのは16回）</p>				
経過	<p>荒川区議会議員の報酬等の特例に関する条例により、平成12年1月1日から平成15年4月30日まで、費用弁償が5千円から3千円に減額されていた。その後、平成15年5月、6月は5千円となり、7月からは条例の改正により3千円となった。</p> <p>また、幹事長会申し合わせにより、視察旅費において、特別車両料金を請求していない。（平成9年10月16日）</p> <p>議会運営理事会の費用弁償は、平成9年10月16日の幹事長会で申し合わせ、以降支給していなかったが、平成14年7月から条例改正に伴い、理事会でも費用弁償を支給することとなった。（平成14年6月27日 第2回定例会議決）</p> <p>平成19年第2回定例会での条例改正に伴い、特別区に存する区域外に宿泊を伴う旅行をしたときは費用弁償を支給することとなった。（平成19年7月4日 第2回定例会議決）</p>				
必要性	法律による支給義務				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
予算額		21,951	23,066	22,736	23,863	25,471	20,913	23,011
決算額（21年度は見込み）		16,469	14,918	16,465	16,488	12,998	13,450	23,011
人件費				43,268	38,857	37,576	37,721	
【事務分担量】（%）				625	455	440	545	
合計（+）		16,469	14,918	59,733	55,345	50,574	51,171	23,011
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		16,469	14,918	59,733	55,345	50,574	51,171	23,011
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	区議会議員数	33人	32人	32人	30人	30人	32人	32人
		(4月)		(4月～6月)		(4月)		
		32人		30人		32人		
	(5月～3月)		(7月～3月)		(5月～3月)			

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	講師謝礼	11	講師謝礼	0	講師謝礼	567
	特別旅費	行政視察等旅費・費用弁償	6,583	行政視察等旅費	6,054	行政視察等旅費	12,207
	食料費	幹事長会賄	54	幹事長会賄等	47	幹事長会賄等	163
	一般需要費	会議用茶購入	67	会議用茶購入	67	会議用茶購入	118
	その他委託料	速記委託	6,283	速記委託・会議録検索システム委託	7,240	速記委託・会議録検索システム委託	9,809
	その他の使用料及び賃借料	視察バス借上げ	0	視察バス借上げ等	42	視察バス借上げ等	147

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値(22年度)	

（問題点・課題）
 平成14年6月までは、委員会の内部組織として理事会について、条例上の規定がなされていないため、理事会を開催しても費用弁償の支給対象とならず、また委員会の理事会に出席に際して、議員が万一、事故に遭っても公務災害とならなかった。このため、平成14年第二回定例会において荒川区議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例・荒川区議会議員の報酬等の特例に関する条例の一部を改正し、従来の委員会に理事会を含ませ、平成14年7月から理事会についても費用弁償を支給することとなった。一部の会派からは理事会分の費用弁償を受け取れない旨の申し出があった。平成15年5月から費用弁償が5,000円になったことに伴い、一部の会派から受け取れない旨の申し入れがあり、事務局の対応として 時効による消滅、区が供託、議員が供託、の3通りが考えられるが、費用弁償は議員が適正に受領すべきもので請求事実の有無を根拠に支給しないことはなじまなく、また、費用弁償の一部を受取り、一部を受け取らないという趣旨であれば が妥当であるが、全額を受け取らない場合は が妥当と考え、東京都法務局に供託している。平成16年度は、議運、公有財産活用調査特別委員会の行政視察が未実施である。平成20年度は、議会改革に関する第一次答申において 議会図書室の整備、議会広報の充実、議会のセキュリティーの向上を行うこととされており、本事業においては、会議録検索システム、インターネットラジオを導入した。

実施状況	他区	（実施 22 区	未実施 0 区）
------	----	----------	----------

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	重点的に推進	議会の権能を発揮するための重要な経費である。

（議会要質）
 H20年一定 本会議場のモニターの有効活用及び予特・決特においてパワーポイントやプロジェクター等の使用の検討について
 H18年三定 議事録の音声認識議事録作成システムの導入及び委員会音声のインターネット中継の検討について

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	交際費	部課名	議会事務局	課長名	高岡 芳行																																																		
		担当者名	安達	内線	3611																																																		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	交際費（01-03-02）																																																						
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業																																																			
開始年度	昭和 平成	23 年度	根拠	地方自治法、荒川区議会の定例会の回数を定める条例、荒川区議会会議規則、荒川区委員会条例等																																																			
終期設定	有 無	年度	法令等																																																				
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画																																																		
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]																																																					
	政策	区民の主体的な区政参画と連携強化[13]																																																					
	施策	議会運営[13-04]																																																					
目的	議長が、議会運営上、あるいは当該団体の利益のために当該団体を代表し外部とその交渉をするために要する経費。交際費は、議長がその必要のために費消するものと考えられることから、予算計上に当たっては、その範囲及び額については必要最小限度に止めることが望ましいとされている。交際費といえども、正当債権者の領収書を受けておくことが建前であり、香典等社会通念上表意の相手方から領収書を徴し難い場合を除き、支出額、相手方等の支出の経理を明らかにするため、「領収書」を徴取し、整理保管を行わなければならない。																																																						
対象者等	議長・副議長（議長の代理出席等の場合）																																																						
内容	<p>議長交際費支出基準</p> <p>1 議長交際費の内訳は、会費、渉外費、慶弔費である。</p> <p>2 交際費の支出基準については、平成14年6月に議長決定により作成。（平成19年12月一部改正）</p> <p>支出にあたっては、社会通念上、妥当と思われる範囲内で支出している。</p> <p>(1) 会費...区関係団体が主催する総会、新年会、忘年会、懇親会等の会費で会費が明示されていればその額、不明の場合は、会場のグレード等により2万円を限度額として支出する。</p> <p>(2) 渉外経費...区内外からの議長への表敬訪問者に対する接待に係る経費を支出する。支出限度額は実費相当額。</p> <p>(3) 儀礼的経費...慶祝 お祝い等に要する経費 弔意 香典、供花料等に要する経費 見舞い 病気、災害、事故等の見舞いに要する経費 支出限度額は3万円</p> <p>(4) その他の経費...議会運営上特に議長が重要であると判断し、必要であると認める経費 支出限度額は社会通念上妥当と認められる金額</p> <p>3 会場のグレードについて、一流ホテル...2万円、区内ホテル(ラングウッド)等...1万円、公共施設(サンパール)...5千円</p>																																																						
経過	<p>平成8年度から平成11年度までの予算額は、対前年度比5%減額され、平成12年度の予算額は、対前年度比10%減額され、平成13年度の予算額は、対前年度比5%減額され、平成14年度の予算額は、対前年度比5%減額された。平成15年度の予算額は対前年度比20%減額。平成16年度の予算額は15年度と同額とした。平成8年度から平成10年度までの決算額は、減少していたが、平成11年度、平成12年度は、増加に転じた。平成12年度の決算額が、多い理由として、本区議会議長が、特別区議会議長の会長という要職に就いていたこと等が挙げられる。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">予算額</th> <th style="text-align: center;">支出額</th> <th style="text-align: center;">執行率</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成12年度実績</td> <td style="text-align: right;">2,640,000円</td> <td style="text-align: right;">1,106,775円</td> <td style="text-align: center;">41.9%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成13年度実績</td> <td style="text-align: right;">2,508,000円</td> <td style="text-align: right;">800,923円</td> <td style="text-align: center;">31.9%</td> <td>（支出額は前年から 305,852円減）</td> </tr> <tr> <td>平成14年度実績</td> <td style="text-align: right;">2,383,000円</td> <td style="text-align: right;">726,063円</td> <td style="text-align: center;">30.5%</td> <td>（支出額は前年から 74,860円減）</td> </tr> <tr> <td>平成15年度実績</td> <td style="text-align: right;">1,907,000円</td> <td style="text-align: right;">672,670円</td> <td style="text-align: center;">35.3%</td> <td>（支出額は前年から 53,393円減）</td> </tr> <tr> <td>平成16年度実績</td> <td style="text-align: right;">1,907,000円</td> <td style="text-align: right;">598,275円</td> <td style="text-align: center;">31.4%</td> <td>（支出額は前年から 74,395円減）</td> </tr> <tr> <td>平成17年度実績</td> <td style="text-align: right;">1,907,000円</td> <td style="text-align: right;">611,860円</td> <td style="text-align: center;">32.1%</td> <td>（支出額は前年から 13,585円増）</td> </tr> <tr> <td>平成18年度実績</td> <td style="text-align: right;">1,907,000円</td> <td style="text-align: right;">670,110円</td> <td style="text-align: center;">35.2%</td> <td>（支出額は前年から 58,250円増）</td> </tr> <tr> <td>平成19年度実績</td> <td style="text-align: right;">1,907,000円</td> <td style="text-align: right;">953,435円</td> <td style="text-align: center;">50.0%</td> <td>（支出額は前年から 283,325円増）</td> </tr> <tr> <td>平成20年度実績</td> <td style="text-align: right;">1,907,000円</td> <td style="text-align: right;">648,910円</td> <td style="text-align: center;">34.0%</td> <td>（支出額は前年から 304,525円減）</td> </tr> </tbody> </table>						予算額	支出額	執行率		平成12年度実績	2,640,000円	1,106,775円	41.9%		平成13年度実績	2,508,000円	800,923円	31.9%	（支出額は前年から 305,852円減）	平成14年度実績	2,383,000円	726,063円	30.5%	（支出額は前年から 74,860円減）	平成15年度実績	1,907,000円	672,670円	35.3%	（支出額は前年から 53,393円減）	平成16年度実績	1,907,000円	598,275円	31.4%	（支出額は前年から 74,395円減）	平成17年度実績	1,907,000円	611,860円	32.1%	（支出額は前年から 13,585円増）	平成18年度実績	1,907,000円	670,110円	35.2%	（支出額は前年から 58,250円増）	平成19年度実績	1,907,000円	953,435円	50.0%	（支出額は前年から 283,325円増）	平成20年度実績	1,907,000円	648,910円	34.0%	（支出額は前年から 304,525円減）
	予算額	支出額	執行率																																																				
平成12年度実績	2,640,000円	1,106,775円	41.9%																																																				
平成13年度実績	2,508,000円	800,923円	31.9%	（支出額は前年から 305,852円減）																																																			
平成14年度実績	2,383,000円	726,063円	30.5%	（支出額は前年から 74,860円減）																																																			
平成15年度実績	1,907,000円	672,670円	35.3%	（支出額は前年から 53,393円減）																																																			
平成16年度実績	1,907,000円	598,275円	31.4%	（支出額は前年から 74,395円減）																																																			
平成17年度実績	1,907,000円	611,860円	32.1%	（支出額は前年から 13,585円増）																																																			
平成18年度実績	1,907,000円	670,110円	35.2%	（支出額は前年から 58,250円増）																																																			
平成19年度実績	1,907,000円	953,435円	50.0%	（支出額は前年から 283,325円増）																																																			
平成20年度実績	1,907,000円	648,910円	34.0%	（支出額は前年から 304,525円減）																																																			
必要性	法律による支給義務																																																						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 荒川区会計事務規則第55条による継続払、及び同規則第80条第1項第17号により資金前渡処理する。																																																						

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	1,907	1,907	1,907	1,907	1,907	1,907	1,907	
決算額（21年度は見込み）	673	598	612	670	953	649	1,907	
人件費	/	/	1,724	1,708	1,708	1,271	/	
【事務分担量】（%）	/	/	20	20	20	15	/	
合計（+）	673	598	2,336	2,378	2,661	1,920	1,907	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	673	598	2,336	2,378	2,661	1,920	1,907	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	会費	673	598	612	670	953	649	
	渉外費等	497	374	372	385	637	469	
	慶弔費	43	135	183	32	14	10	
		133	89	57	253	302	170	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	交際費	議長交際費	953	議長交際費	649	議長交際費	1,907

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標							

（問題点・課題）
 議長の交際は、従来は支出先の氏名や金額の差異が明らかになると、相手方に不快、不信の感情を抱かせることとなり、交際の目的が達成できなくなるため、相手方の氏名や金額は「非公開」としてきたが、平成9年5月30日に收受した情報公開請求の文書から金額を「公開」とした。その後、議長交際費を支出した相手方のプライバシーに関する情報を除き公開とした。さらに平成14年12月12日に支出基準を一部改正し、原則として公開とした。ただし相手方が個人で、病気見舞い等プライバシーに特段の配慮が必要である場合は、プライバシーの侵害や相手方と議会との信頼関係を損なうおそれがあり、交際事務の目的が達成できない可能性もあるため、相手方の氏名等を非公開とすることができる。

（実施状況）
 （実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	引き続き実施する。

（状況）
 議会質問状

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	区議会だより発行	部課名	議会事務局	局長名	高岡 芳行																																				
		担当者名	山田	内線	3616																																				
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	区議会だより発行（01-03-03）																																								
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）	建設事業	それ以外の継続事業																																						
開始年度	昭和 平成 43 年度	根拠																																							
終期設定	有 無	法令等																																							
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画																																					
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]																																							
	政策	区民の主体的な区政参画と連携強化[13]																																							
	施策	議会運営[13-04]																																							
目的	開かれた議会の一つとして、本会議をはじめ、議会活動の模様を広く、区民に周知することを目的として発行																																								
対象者等	区民及び関係機関																																								
内容	<p>編集委員会（幹事長会）において、記事、掲載写真、活字等を決定している。</p> <p>1 議会だより</p> <p>【主な掲載記事】</p> <p>定例会号（2・4定） 一般質問要旨、意見書、議案の審議結果、採択された請願・陳情、その他、平成14年度から正副議長新年のあいさつ、各会派新年のあいさつは第4回定例会号に掲載</p> <p>定例会号（1・3定） 一般質問要旨、意見書、議案の審議結果、採択された請願・陳情、予算・決算審査概要、各会派の討論、委員会活動</p> <p>臨時会号 正副議長就任あいさつ、各会派構成、各委員会構成、議会のしくみ</p> <p>新年号 平成14年度から4定号と合併（発行回数が6回 5回）</p> <p>【配付先】</p> <p>新聞折込 70,000部（朝日・産経・東京・日経・読売・毎日） 駅スタンド 450部 郵送 300部</p> <p>議員及び議員待遇者 50部 庁内及び区施設等 約2,500部 平成18年度より公衆浴場に配付 2,520部</p> <p>他自治体等 120部 議会事務局保管 約280部</p> <p>2 声の区議会だより</p> <p>議会だよりをテープに録音して、希望する視覚障害者に郵送する。</p> <p>送付本数 19本 区役所等（議会事務局、心障センター、南千住図書館、アクロスあらかわ）4本</p>																																								
経過	<p>平成11年度 臨時会及び特集号の印刷をカラーから白黒とした。</p> <p>平成12年一定号から、活字を拡大（従来の1.08倍・14級）した。</p> <p>平成14年度 第4回定例会号と新年号を合併号とし、発行回数を年5回とした。</p> <p>平成19年度 体裁の変更 1ページ 15字×47行×7段</p> <p>ページ数の変更</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">13年度</td> <td style="width: 15%;">1定・3定</td> <td style="width: 15%;">6ページ</td> <td style="width: 15%;">4定</td> <td style="width: 15%;">4ページ</td> <td style="width: 15%;">2定</td> <td style="width: 15%;">4ページ</td> <td style="width: 15%;">臨時・新年</td> <td style="width: 15%;">2ページ</td> </tr> <tr> <td>14年度</td> <td>1定・3定</td> <td>8ページ</td> <td>4定</td> <td>6ページ</td> <td>2定</td> <td>4ページ</td> <td>臨時</td> <td>2ページ</td> </tr> <tr> <td>15年度</td> <td>1定・3定</td> <td>8ページ</td> <td>2定・4定</td> <td>4ページ</td> <td>臨時</td> <td>2ページ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>20年度</td> <td>1定・3定</td> <td>8ページ</td> <td>2定・4定・臨時</td> <td>4ページ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					13年度	1定・3定	6ページ	4定	4ページ	2定	4ページ	臨時・新年	2ページ	14年度	1定・3定	8ページ	4定	6ページ	2定	4ページ	臨時	2ページ	15年度	1定・3定	8ページ	2定・4定	4ページ	臨時	2ページ			20年度	1定・3定	8ページ	2定・4定・臨時	4ページ				
13年度	1定・3定	6ページ	4定	4ページ	2定	4ページ	臨時・新年	2ページ																																	
14年度	1定・3定	8ページ	4定	6ページ	2定	4ページ	臨時	2ページ																																	
15年度	1定・3定	8ページ	2定・4定	4ページ	臨時	2ページ																																			
20年度	1定・3定	8ページ	2定・4定・臨時	4ページ																																					
必要性	区民のくらしに関する重要な事柄を決定する機関である区議会の活動について、区民に広く周知する必要がある。																																								
実施方法	<p>（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">平成20年度</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">契約額</td> <td style="width: 15%;">決算額</td> </tr> <tr> <td>印刷製本</td> <td>株式会社サンエープリント・競争</td> <td></td> <td></td> <td>2,201,955</td> <td>2,201,955</td> </tr> <tr> <td>新聞折込委託</td> <td>株式会社読売インフォメーションサービス・競争</td> <td></td> <td></td> <td>1,708,140</td> <td>1,708,140</td> </tr> <tr> <td>声の区議会だより製作等委託</td> <td>日本盲人会連合会（社団法人）・指名</td> <td></td> <td></td> <td>365,040</td> <td>238,330</td> </tr> <tr> <td>封入委託</td> <td>シルバー人材センター（社団法人）・指名</td> <td></td> <td></td> <td>26,648</td> <td>11,906</td> </tr> <tr> <td>駅スタンド・公衆浴場配付委託</td> <td>シルバー人材センター（社団法人）・指名</td> <td></td> <td></td> <td>70,398</td> <td>63,120</td> </tr> </table>					平成20年度				契約額	決算額	印刷製本	株式会社サンエープリント・競争			2,201,955	2,201,955	新聞折込委託	株式会社読売インフォメーションサービス・競争			1,708,140	1,708,140	声の区議会だより製作等委託	日本盲人会連合会（社団法人）・指名			365,040	238,330	封入委託	シルバー人材センター（社団法人）・指名			26,648	11,906	駅スタンド・公衆浴場配付委託	シルバー人材センター（社団法人）・指名			70,398	63,120
平成20年度				契約額	決算額																																				
印刷製本	株式会社サンエープリント・競争			2,201,955	2,201,955																																				
新聞折込委託	株式会社読売インフォメーションサービス・競争			1,708,140	1,708,140																																				
声の区議会だより製作等委託	日本盲人会連合会（社団法人）・指名			365,040	238,330																																				
封入委託	シルバー人材センター（社団法人）・指名			26,648	11,906																																				
駅スタンド・公衆浴場配付委託	シルバー人材センター（社団法人）・指名			70,398	63,120																																				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
予算額	5,383	6,522	5,500	5,738	5,932	6,071	6,795	
決算額（21年度は見込み）	4,970	4,518	4,953	4,445	4,435	4,224	6,795	
人件費			8,857	8,540	10,675	6,841		
【事務分担量】（%）			110	100	125	95		
合計（+）	4,970	4,518	13,810	12,985	15,110	11,065	6,795	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	4,970	4,518	13,810	12,985	15,110	11,065	6,795	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	発行部数（定例会号）	73,600	73,600	73,600	76,220	76,220	76,220	76,220
	発行部数（臨時会号）	73,600	73,600	74,000	76,520	76,520	76,520	76,520
	声の区議会だより作成本数	30	30	30	29	28	27	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費						声の区議会だよりテープ購入費
委託料	印刷製本	2,425		印刷製本	2,202	印刷製本	3,601
	新聞折込委託	1,694		新聞折込委託	1,708	新聞折込委託	1,708
	声の区議会だより等	240		声の区議会だより等	239	声の区議会だより等	284
	封入委託	12		封入委託	12	封入委託	15
	駅広報スタンド・公衆浴場配付委託	64		駅広報スタンド・公衆浴場配付委託	63	駅広報スタンド・公衆浴場配付委託	70
						議員顔写真撮影等委託	33
						区議会だより縮刷版作成委託	1,008

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標							

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・区民が区議会に関心を持つことができるような紙面づくりが必要である。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
本会議、委員会の様子を知らせる写真や関連する写真の掲載、読みやすいレイアウトの工夫など、より親しみやすい紙面づくりをする。	より多くの区民が読むことにつながり、区議会への関心を高めることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	「あらかわ区議会だより」は、多くの区民が読む機会があり、区民の議会への関心を高め、理解を深めることにつながるため、当該施策の優先度は高いと考える。

況（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	その他運営費（議会）	部課名 担当者名	議会事務局 安達	課長名 内線	高岡 芳行 3611
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	その他運営費（議会）（01-03-01）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 43 年度	根拠			
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	区民の主体的な区政参画と連携強化[13]			
	施策	議会運営[13-04]			
目的	議員の議会運営を円滑に行うために要する経費を計上する。				
対象者等	議員32人				
内容	<p>議会を運営する事業において他の事業に属さない経費の支出をする。</p> <p>1 第一回臨時会において、正副議長が就退任したため、挨拶状を外注で印刷、7月頃に議員名簿を外注で印刷しそれぞれ発送する。</p> <p>2 議会内に設置してあるテレビ3台（議長応接室、副議長室、議員図書室）のNHK衛星カラー契約とCATV基本料金を支出する。</p> <p>3 本会議場の椅子カバーの洗濯を委託しているため、その経費を支出する。16年度に応接椅子のカバーを作成。18年度に本会議場の椅子カバーを作成。20年度に本会議場の理事者席椅子カバーを作成。</p> <p>4 議員健康診断を平成18年度から医療法人社団青鷲会鷲谷健診センター（旧財団法人東京社会保険協会鷲谷診療所）に委託している。平成20年度実績は、呼吸器系・循環器系・消化器系・大腸（21人受診）、特定健診（21人受診）、眼底（21人受診）、PSA〔前立腺がん〕（20人受診）、CA15-3〔乳がん〕（1人受診）である。（予算は24名分計上）平成20年度の契約期間は8月1日から8月31日。平成17、18年度は血液検査〔C型肝炎検査〕・HbA1C検査〔糖尿病検査〕を追加して実施、平成19年度から眼底検査・PSA検査、平成20年度から特定健診・CA15-3検査を追加して実施。</p> <p>5 議長室、副議長室、議長応接室、議員控室に観葉植物を借り上げてあるので、その経費を支出する。</p> <p>6 平成20年度分担金等の実績（計 1,131,000円） 特別区議会議長会分担金 290,000円、東京都区議会議長会負担金等 46,000円、関東市議会議長会負担金76,000円、全国市議会議長会負担金719,000円</p> <p>特別区第二ブロック議長会分担金60,000円（11年度まで支出）、特別区議会議長会分担金、全国市議会議長会負担金、関東市議会議長会負担金、東京都区議会議長会は平成13年度から支出。特別区議会議員表彰分担金は、平成12年度まで支出している。日暮里・舎人線建設促進協議会分担金50,000円（平成17年度から減額、平成19年度より分担金の支出はなし、平成20年度に日暮里・舎人線建設促進協議会を解散している。）</p>				
経過	<p>本会議場への国旗・区旗の掲揚について 1 平成14年第四回定例会（平成14年11月26日）から議長室の国旗・区旗を使い暫定的に実施 2 平成15年第一回定例会（平成15年2月19日）から議場用の国旗・区旗を購入し、議長席後方の壁面に掲揚することとなった。（平成15年2月17日幹事長会で一部消極的意見があったが決定し、同日議運に報告 費用は総務課負担）</p> <p>特別区議長会分担金 平成16年度 280,000円、平成17～18年度 320,000円、平成20年度からは290,000円</p> <p>委員会は平成15年度から定期的な活動を行わなくなったため、委員長の事業に係る予算は0円（14年度までは1委員長会1区7万円（計5委員長会、1区35万円）を限度とし、議長会予算とは別経理）</p> <p>全国市議会議長会等負担金 719,000円（340,000+379,000）…均等割額+人口割額（10万人 20万人未満）</p> <p>関東市議会議長会負担金内訳 各市負担金50,000円、総会事務費負担金12,000円、総会出席者負担金14,000円、総会出席者宿負担金20,000円</p>				
必要性					
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	5,951	5,916	5,210	5,055	6,597	13,449	13,134	
決算額（21年度は見込み）	4,657	3,624	4,153	3,396	4,292	11,324	13,134	
人件費			6,069	3,416	3,416	3,826		
【事務分担量】（%）			150	40	40	95		
合計（+）	4,657	3,624	10,222	6,812	7,708	15,150	13,134	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	4,657	3,624	10,222	6,812	7,708	15,150	13,134	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	区議会議員数	33人	32人	32人	30人	30人	32人	32人
		(4月)		(4月～6月)		(4月)		
		32人		30人		32人		
		(5月～3月)		(7月～3月)		(5月～)		

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
予 算 ・ 決 算 の 内 訳	報酬	政務調査費等協議会委員報酬 0	政務調査費等協議会委員報酬 0	政務調査費等協議会委員報酬 0	政務調査費等協議会委員報酬 138	
	特別旅費	政務調査費等協議会費用弁償 0	政務調査費等協議会費用弁償 0	政務調査費等協議会費用弁償 0	政務調査費等協議会費用弁償 8	
	食糧費	議会来訪者等賄 0	議会来訪者等賄 0	議会来訪者等賄 0	議会来訪者等賄等 363	
	一般需用費	議員一般文具、議員名簿等 1,780	議員一般文具、議員名簿等 1,552	議員一般文具、議員名簿等 1,552	議員一般文具、議員名簿等 2,020	
	役務費	議会内テレビ受信料、椅子カバー洗濯代等 190	議会内テレビ受信料、椅子カバー洗濯代等 309	議会内テレビ受信料、椅子カバー洗濯代等 309	議会内テレビ受信料、椅子カバー洗濯代、日壇140周年記念事業参加経費等 1,342	
	委託料	議員健康診断、議事堂等清掃委託 465	議員健康診断、写真修復業務等 676	議員健康診断、写真修復業務等 676	議員健康診断、議事堂等清掃委託 2,959	
	使用料及び賃借料	観葉植物借上料 420	観葉植物借上料 405	観葉植物借上料 405	観葉植物借上料 848	
	備品購入費	ホワイトボード、議会案内板、議会広報用デジタルカメラ 322	議場理事者用椅子、各会派控室応接備品、議場北側相談室備品、議員出退表示システム、議会HPサーバー用パソコン等 7,251	議場理事者用椅子、各会派控室応接備品、議場北側相談室備品、議員出退表示システム、議会HPサーバー用パソコン等 7,251	議長室・副議長室応接備品等 4,255	
	負担金補助及び交付金	全国市議会議長会、関東市議会議長会、東京都区議会議長会、特別区議会議長会 分担金 1,115	全国市議会議長会、関東市議会議長会、東京都区議会議長会、特別区議会議長会 分担金 1,131	全国市議会議長会、関東市議会議長会、東京都区議会議長会、特別区議会議長会 分担金 1,131	全国市議会議長会、関東市議会議長会、東京都区議会議長会、特別区議会議長会 分担金 1,201	

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
		/	/	/	/	/	
		/	/	/	/	/	
		/	/	/	/	/	

（問題点・課題分析）	平成20年度は、議会改革に関する第一次答申において、議会図書室の整備、議会広報の充実、議会のセキュリティの向上を行うため、本事業においては、事務局壁改修工事、会派控室出入り口の改修工事、議場北側の相談室設置工事を実施（経理課予算）した。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
/	/
/	/
/	/

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	引き続き実施する。

況（要旨）	H20三定 議員の健康診断の人間ドックレベルまで上げることにについて検討をすべき。 H21一定 議員の健康診断のあり方について H21一定 オーストリア訪問、応接セット購入、議員の人間ドック受診の費用を予算から削除すべき。
-------	---

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	議会図書室運営費	部課名 担当者名	議会事務局 鈴木	局長名 内線	高岡 芳行 3616
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	議会図書室運営費（01-04-01）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	59 年度	根拠	地方自治法第100条第18項	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区議会図書室管理規程	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	区民の主体的な区政参画と連携強化[13]			
	施策	議会運営[13-04]			
目的	荒川区議会議員（以下「議員」という。）の調査研究及び区政運営の参考に資するため、荒川区議会に荒川区議会図書室（以下「図書室」という。）を設置し、荒川区議会図書室管理規程（以下「規程」という。）で備え付けることとされている図書等を保管管理する。				
対象者等	図書室は、議員以外の者が利用することはできない。ただし、次に掲げる者は、議員の調査研究を妨げない範囲内で利用することができる。（規程第4条） （1）議員の職にあった者 （2）荒川区に勤務する職員 （3）荒川区議会議長（以下「議長」という。）が特に必要と認めた者				
内容	1 図書室の管理 図書室の管理は、議長の命を受け、荒川区議会事務局長が行う。（規程第2条） 2 図書等の種類 図書室の備え付け図書及び資料は（以下「図書等」という。）次のとおり。（規程第3条） (1)地方自治法第100条第16項及び第17項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物 (2)地方自治関係図書及びその他の法令図書 (3)調査研究に必要な各種資料 (4)議長が特に必要と認めたもの 3 定期購読雑誌・新聞 (1)雑誌 地方議会人・地方自治・地方財務・自治実務セミナー・都市問題・ガバナンス・Dファイル・法令解説資料総覧・エコノミスト・日経パソコン・アエラ・DIME・週刊ダイヤモンド・週刊東洋経済・サンデー毎日・週刊朝日・週刊新潮・中央公論・テミス・アスキーdotPC・NEWS WEEK・東京人・自遊人・散歩の達人 (2)新聞 朝日・読売・毎日・産経・東京・日経・日刊スポ・自由民主・赤旗・公明・都政新報・自治日報				
経過	荒川区議会では、執行機関への監視強化、政策提言に必要な機能強化を図るため、「高度化・専門化・技術化する行政に対応した議会のあり方について」を検討し、議会改革を積極的に進めている。その改革の一つとして、平成20年、調査研究に必要な図書等の充実、インターネット情報の検索及び資料作成用のパソコンの設置、閲覧スペースの拡大などの図書室改修、書架等備品の買い替えなどの「図書室の整備」を行った。				
必要性	図書室の整備とりわけ議員の調査研究に資する図書等の保管管理は、議会の執行機関へのチェック機能や政策立案機能の強化を図るうえで欠かせない取り組みとなる。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	1,520	1,520	1,520	1,520	1,944	12,586	2,665	
決算額（21年度は見込み）	1,363	1,382	1,337	1,321	1,666	7,847	2,665	
人件費			1,100	854	2,562	5,455		
【事務分担量】（%）			20	10	30	100		
合計（+）	1,363	1,382	2,437	2,175	4,228	13,302	2,665	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	1,363	1,382	2,437	2,175	4,228	13,302	2,665	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予 算 ・ 決 算 の 内 訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需要費	新聞購読料	410	新聞購読料	410	新聞購読料	900
	月刊誌購読料	262	月刊誌購読料	269	月刊誌購読料		
	官報	43	官報	43			
	議会図書室図書購入	483	議会図書室図書購入	86	議会図書室図書購入	680	
	諸法規追録	468	加除式図書録代	506	加除式図書録代	420	
			消耗品	212			
役務費			CATVインターネット接続料等	38	CATVインターネット接続料等	58	
委託料			既存備品処分費	355	情報検索システム利用料	600	
使用料及び賃借料			情報検索システム利用料	94	官報情報検索サービス	7	
備品購入費			図書室備品購入費等	5,834			

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
		/	/	/	/	/	
		/	/	/	/	/	
		/	/	/	/	/	

（問題点・課題）	<p>1 図書室で収録する図書等の貸し出しについて 図書等の貸し出しについては、規程第7条の規定に基づき「図書等貸出簿」を備え付け、管理の適正化を図っているが、定めどおり実行されない状況が見受けられる。</p> <p>2 図書等目録について 図書等目録は、平成20年10月に、印刷物からデータ管理に切り替え、管理の効率化を図ったところであるが、検索システムが整備されてなく、必要とする図書等の取り寄せが困難な状況にある。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	図書等の貸し出しについて幹事長会等で周知・徹底を図る。	図書等の管理の適正化が図れる。
	データ化した図書等目録の検索システムを導入する。	図書等利用者の利便性及び管理の効率化が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	引き続き実施する。

況（要旨）	H19年三定 議会図書室は参考になるような書籍、蔵書が少ない。また、レイアウトの変更、リニューアル、禁煙について検討して頂きたい。
-------	---

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	CATV放送（議会）	部課名	議会事務局	課長名	高岡 芳行
		担当者名	鍛冶	内線	3616
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	CATV放送（議会）(01-03-04)				
事務事業の種類	新規事業	21年度	20年度	建設事業	それ以外の継続事業
開始年度	昭和 平成	12 年度	根拠		
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	区民の主体的な区政参画と連携強化[13]			
	施策	議会運営[13-04]			
目的	議会の情報公開やより開かれた議会を目指し確立するため、ケーブルテレビを活用し、議会活動の様相を広く、区民に提供する。				
対象者等	CATVに加入している世帯				
内容	<p>予算に関する特別委員会及び決算に関する特別委員会における総括質疑を完全録画中継している。従来2時間番組で1時間×2回の枠で制作していたが、平成18年第3回定例会決算に関する特別委員会より、2時間一括枠での放映とした。</p> <p>幹事長会で総括質疑者や待ち時間等を決定している。</p> <p>平成15年2月25日、第1回定例会における予算委員会の総括質疑から放送時に手話通訳者を番組に登場させ、聴覚障害者に、よりわかりやすい番組作りを行った。</p> <p>【番組構成例（21年予特）】</p> <p>委員長あいさつ、議長あいさつ、区長あいさつなどオープニングとエンディングに5分、自民45分56秒、公明党21分12秒、共産党21分12秒、民主・市民10分36秒、元気クラブ3分32秒、尚志会3分32秒、正論3分32秒</p>				
経過	<p>制作委託 東京ケーブルネットワーク（株）</p> <p>平成11年9月14日、議長より具体化に向けた検討について、議会運営委員会に諮問</p> <p>平成11年12月9日～10日、CATV議会放映について、鳥取県鳥取市を視察</p> <p>平成12年2月8日、議会運営委員会で検討し、実施すべきとの答申を議長に提出</p> <p>平成12年7月13日～14日、CATV議会放映について、三重県伊勢市を視察</p> <p>平成12年9月28日、第3回定例会における決算委員会の総括質疑の様相を録画中継試行（企画部広報課事業協力）</p> <p>平成13年2月28日、第1回定例会における予算委員会の総括質疑の様相を録画中継（企画部広報課事業協力）</p> <p>平成13年9月28日、第3回定例会における決算委員会の総括質疑の様相を録画中継～現在に至る</p>				
必要性	議員の審議の様子を映像で伝える事業として必要である。				
実施方法	<p>（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>CATV区議会議中継収録制作委託、株式会社TCP（旧社名「株式会社東京ケーブル・プロダクション」）、2,222,640円×2回</p>				

予 算	（単位：千円）							
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	予算額	4,152	4,446	4,446	4,446	4,446	4,446	4,446
	決算額（21年度は見込み）	4,152	4,151	4,151	4,172	4,172	4,264	4,446
	人件費			8,426	8,113	4,270	3,812	
	【事務分担量】（%）			105	95	50	45	
	合計（+）	4,152	4,151	12,577	12,285	8,442	8,076	4,446
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	4,152	4,151	12,577	12,285	8,442	8,076	4,446
	実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	CATV区議会議中継収録制作委託	4,152	4,151	4,151	4,172	4,172	4,264	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	CATV区議会中継	4,172	CATV区議会中継	4,264	CATV区議会中継	4,446
		収録制作委託 （決算・予算）		収録制作委託 （決算・予算）		収録制作委託 （決算・予算）	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会活動の自然な姿をいかに広報するか。 ・ 視聴率についてCATVにて計測していないため不明だが、広報効果をいかに向上させるか。 ・ インターネット議会中継（録画）との役割分担の確立。 ・ 現在成果物としてDVDを作成し図書館等で貸出を行っているが、利用実績は少ない。このため周知の方法やインターネットでの配信なども検討する必要がある。
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 0 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
平成20年5月16日に答申された「高度化・専門化・技術化する行政に対応した議会のあり方について（第一次答申）」においては概ね現状とありとする旨の結論が出ている。	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	予算・決算という重要な案件を審議する場であり、議員の日頃の活動を伝える機会でもあるため、継続していくことが必要である。

況（要旨）	<p>議会質問状</p>
-------	--------------